

Q

## 公式の販売サイト以外からチケットを購入したら？

## 相談者の気持ち

人気のチケットが手に入らないとき、転売サイトで買うこともありました。チケット不正転売禁止法が施行されたら、転売チケットが買えなくなりますか？



萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。

A

この法律は正式にはものものしい名前が付いているのですが、略称として「チケット不正転売禁止法」\*と呼ばれる法律です。2018年公布され、2019年6月14日から施行されます。

ご質問に対して結論だけ言えば、自分がその公演を楽しむために購入した場合は罰せられません。ただし、それでも、後述のような厄介な問題が生じる可能性があります。

この法律が禁止しているのは下記の2つの「行為」であり、これに違反すると罰則の対象になります。なお、チケットはQRコードやICカードである場合も含まれます。

- (1) 販売価格を超える価格で、業としてチケットを転売すること
- (2) 不正転売の目的で、譲り受けること

要するに、規制対象となっているのは、不正転売と、そのための仕入れ行為です。不正転売とは、興行主に無断で、業として販売価格以上の値段で転売をすること。つまり同額やそれ以下の価格での転売は問題ありません。都合が悪くて行けなくなり、やむを得ず転売することも規制の対象外となります。

ですから、ご質問のように「不正転売」の目的でなく自分が楽しむために転売を受けた場合

は罰則の対象にはなりません。

ただし、罰則の対象にはならないというだけで、次のような「厄介な問題」は予想されます。

①もともと、転売チケットを買うお客さんがいるから、こうした違法業者が跋扈することになります。転売チケットを購入する人はこうした犯罪者を助長させていると考えられます。そのため、購入者は犯罪に関連した人ということになるので、捜査の過程で参考人として事情聴取されたり、最悪の場合、法廷で証言を求められたりする可能性もないわけではありません。

②興業主側に転売されたチケットであることを知られた場合に、そのチケットが無効とされて、入場拒否や途中退場を求められることがあります。また、何らかの理由で公演中止になった場合でも、払い戻しは不可能になるでしょう。払い戻しがなされても定価での払い戻しですから、転売チケットを購入したときの金額が戻ってくるわけではありません。

なお、チケットを購入した公演に何らかの理由で行けなくなった場合、そのチケットを希望する人へ定価で転売できるサービスを提供している正規のリセールサイトがあります。ネットを探すといくつか出てきます。ここで転売することや、転売チケットを購入することは、興業主から許可を得ているので安心です。

\* 正式名称「特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する法律」